

○上越教育大学シラバス作成要領

(平成29年3月13日教務委員会決定)

(平成29年3月22日カリキュラム企画運営会議決定)

最終改正 令和元年12月13日

(趣旨)

第1条 この要領は、上越教育大学学校教育学部履修規程（平成16年規程第70号）第22条及び上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程（平成16年規程第72号）第23条の規定を踏まえ、シラバスの記載内容等について必要な事項を定める。

(シラバスの位置付け)

第2条 上越教育大学のシラバスは、授業担当教員が上越教育大学スタンダードに基づいて作成し、学生に示される学修計画であり、学生が授業中や授業外で学習を行うための指針及び学習目標になる具体的な評価基準等を示すものである。

(授業改善等)

第3条 授業担当教員は、シラバスの作成過程において当該授業の到達目標を考え、授業計画を具体的に構想し、成績評価方法を具体的に検討する等、自身の授業を見直し、その改善に努めなければならない。

(認証評価への対応等)

第4条 シラバスは、認証評価で問われる次の各号に掲げる事項への根拠資料となる。

- (1) 成績評価基準は、授業の到達目標に対応しているか。
- (2) 成績評価基準に従った成績評価が、実際になされているか。
- (3) 成績評価等の客観性・厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

(シラバスの記述)

第5条 シラバスの主な項目に係る記載内容の書き方は、次の表に掲げるとおりとする。

項 目	記載内容の書き方
スタンダードに関する事項	① 授業科目が別添「上越教育大学スタンダード」の到達目標のどの項目に該当するか、項目番号を選択して記載すること。
授業の到達目標・テーマ	① 授業内容の学習達成事項を具体的に記載すること。 ② i 基礎力, ii 思考力, iii 実践力, iv 人間力, v 教育実践力, vi 学び続ける力などの面での学習達成事項を記載すること。 ③ 学生の視点から、○○について「理解する」、「説明できる」、「論理的に述べることができる」、「類別できる」、「指摘できる」、「関心を持つ」、「主体的に考えることができる」など、行動目標を中心として記載すること。 ④ 授業科目の内容を踏まえ、 教育職員免許法施行規則 (昭和29年文部省令第26号。以下「免許法施行規則」という。)に定める科目区分の趣旨に沿った内容や、学習指導要領又は幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に掲げる事項に即し、包括的な内容を学習できるような記載とすること。

授業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ① 授業の到達目標と同じ記載としてはならない。 ② 授業科目を巡る問題状況、背景、授業内容の必要性などについて必要に応じて簡潔に触れること。 ③ 授業内容を具体的に記載すること。その際、全体が見えるように、いくつかまとめて包括的に記載すること。 ④ 学生が理解できるように、専門用語を多用せず、わかりやすい言葉で記載すること。 ⑤ 授業担当教員の視点から、〇〇について「概説する」、「解説する」、「説明する」などを記載すること。 ⑥ 授業科目の内容を踏まえ、免許法施行規則に定める科目区分の趣旨に沿った内容や、学習指導要領又は幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に掲げる事項に即し、包括的な内容を学習できるような記載とすること。 									
実務経験	<ul style="list-style-type: none"> ① 実務経験の有無が分かるようにするとともに、実務経験のある場合は、その実務経験を十分に活かしつつ、実践的教育を行っていることも記載すること。 									
アクティブ・ラーニングに関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ① アクティブ・ラーニングを導入している場合に、この授業科目で行われている工夫や改善点を記載すること。 									
履修条件	<ul style="list-style-type: none"> ① この授業科目を履修する上で、学習しておかなければならないことや履修しておくことが望ましい科目などがあれば、記載すること。 									
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 受講上の注意など、特に記載しておきたいことがあれば記載すること。 									
授業時間外の課題等	<ul style="list-style-type: none"> ① 授業外学習（事前学習・事後学習）の学習内容を記載すること。 ② 学習内容については、単位制度（1単位＝授業15時間＋事前・事後学習30時間）の主旨を理解した上で、記載すること。 									
授業計画・内容 (授業回数毎)	<table border="1" data-bbox="584 1317 1361 1541" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">回数</th> <th style="width: 50%;">授業内容</th> <th style="width: 40%;">授業方法 (講義, グループワーク, プレゼンなど)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⋮</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ① それぞれの回について、達成目標が実現できるように授業内容と授業方法を簡潔に記載すること。 ② 定期試験については、15回の授業とは別に16回目として記載すること。 《授業内容について》 ③ 各回の学習内容を具体的かつ明確に記載し、複数回にわたって同様のテーマを取り扱う場合であっても、数字のみで区別するのではなく、回数ごとに扱うテーマのキーワードを（ ）書きで記載し、各回の違いを明確にすること。 ④ オムニバスで実施する授業科目の場合は、各回の担当教員を記載すること。 ⑤ 「各科目に含めることが必要な事項」や教科に関し「一 	回数	授業内容	授業方法 (講義, グループワーク, プレゼンなど)	1			⋮		
回数	授業内容	授業方法 (講義, グループワーク, プレゼンなど)								
1										
⋮										

	<p>般的包括的な内容」を含むことが授業計画から読み取れるよう記載すること。</p> <p>《授業方法について》</p> <p>⑥ 講義，ディスカッション，グループワーク（調査・発表），ビデオ視聴など，この授業科目で行われる授業方法を記載すること。</p>
試験	<p>① 試験実施の有無，実施の時期，内容（範囲）等について記載すること。</p>
成績評価の方法	<p>① 学生に対して単位を付与する際に，どのような観点で成績を付け，単位を付与するのか簡潔に記載すること。なお，授業に出席することは当然であるため，出席による加点・減点（出席点等）は行わないこと。</p> <p>② 到達目標の実現にとって，この評価基準と評価方法が妥当であると説明できるよう記載すること。</p> <p>③ 達成目標欄に記された各目標と対応した評価基準を，記載すること。</p> <p>④ 「総合的に評価する」という記述ではなく，試験，レポート，発表（プレゼンテーション）などの評価割合を示すこと。</p> <p>⑤ 試験，レポート，発表などについて学生がイメージできるように，情報を具体的かつ明確に記載すること。</p> <p>⑥ どのような試験を何回実施するか，レポートはどのような内容でどのくらいの分量を要求するのか等，できるだけ詳しい情報を記載すること。</p>
テキスト	<p>① 著書名，著者名，出版社を明記することとし，絶版等入手困難な著書は，指定してはならない。</p> <p>② 特にテキストを使用しない場合は，「特になし」と記載すること。</p> <p>【注】ただし，授業の準備や予習・復習に役立つよう記載するものであるため，「テキスト」と以下の「参考書・参考資料等」の双方とも「特になし」は不可</p> <p>③ 教育課程及び指導法に関する科目については，認定を受けようとする学校種に対応した学習指導要領又は幼稚園教育要領，幼保連携型認定こども園教育・保育要領に掲げる事項に即して学習することが必要となっていることから，テキスト又は参考書・参考資料等として，それらの取扱いを明記すること。</p>
参考書・参考資料等	<p>① 著書名，著者名，出版社を明記すること。</p> <p>② 特に参考書・参考資料等を使用しない場合は，「特になし」と記載すること。</p> <p>【注】ただし，授業の準備や予習・復習に役立つよう記載するものであるため，上記の「テキスト」と「参考書・参考資料等」の双方とも「特になし」は不可</p> <p>③ 教育課程及び指導法に関する科目については，認定を受けようとする学校種に対応した学習指導要領又は幼稚園教育要領，幼保連携型認定こども園教育・保育要領に掲げる事項に即して学習することが必要となっていることから，テキスト又は参考書・参考資料等として，それらの取扱いを明記すること。</p>

(細則)

第6条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、教務委員会
会が別に定める。

附 記

この要領は、平成29年4月1日から実施する。

附 記（平成31年1月22日）

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

附 記（令和元年12月13日）

この要領は、令和2年4月1日から実施する。